

令和2年度政策評価（公共事業評価）の審議経過

◇評価対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業等）の施工地区のうち、令和4年度の国費予算要望を予定している事業費が10億円以上の地区等が対象

◇対象地区数

42地区（農政部25地区、水産林務部11地区、建設部6地区）

◇評価の視点

(1) 事業の必要性 (2) 事業内容等の適切性 (3) 代替案の検討 (4) 緊急性・優先性
(5) 環境への影響・配慮 (6) 事業の妥当性 (7) 事業効果

1 令和2年度第6回公共事業評価専門委員会《R3.2.5》

全員評価地区3地区と委員担当地区39地区の決定

2 ヒアリング《R3.4.13~4.27》

※新型コロナウイルス感染症の影響により現地調査なし

◇委員担当地区《R3.4.13~4.27》

ヒアリングの結果、審議地区（6地区）、専決地区（33地区）に区分

◇全員評価地区

《R3.4.9》

道営土地改良事業費（新田）【士幌町】・治水ダム建設事業費（甘水ダム（仮称））【旭川市】
〔内田委員長、渡部副委員長、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

《R3.4.22》

水産基盤整備事業（北海道津軽海峡）【松前町ほか】
〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

3 令和3年度第1回公共事業評価専門委員会《R3.5.20》

◇事前報告（1地区）

治水ダム建設事業費1地区について、次回以降の専門委員会での審議となることを報告

◇審議結果（41地区）

31地区は「要望を行うことは妥当」

ただし、道営土地改良事業費の川西中央2-1地区は委員会の審議を踏まえて「付帯意見」を付与
道営土地改良事業費1地区、水産基盤整備事業9地区については「継続審議」

〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

（付帯意見）道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（特別型（畑地帯担い手育成型）））川西中央2-1地区
畑地かんがいの末端散水施設のうち各農家で導入する営農資材について、算定した事業効果が適切に
発現するよう、定期的に導入状況を確認し、公表すること。

4 令和3年度第2回公共事業評価専門委員会《R3.6.3》

◇対象地区

道営土地改良事業費1地区、水産基盤整備事業9地区

◇審議結果

「要望を行うことは妥当」

〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

5 令和3年度第2回政策評価委員会《R3.6.3》